平成２５年（フ）第１５９号
富山県高岡市下伏間江519番地１　光陽マンション８号、前住所石川県七尾市中島町藤瀬４の17番地
債務者　坂田　昌昭（旧姓座主）
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第７号
長野県諏訪市大字中洲684番地３　関森ハウス101
債務者　吉村　栄治
１　決定年月日時　平成26年２月21日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２５年（フ）第１０８０号
愛知県瀬戸市上水野町853番地
債務者　宮原　尚子
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４号
名古屋市中村区十王町９番２号　十王マンション102号
債務者　加藤　和彦
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５１号
愛知県豊明市三崎町中ノ坪14番地２　メゾンアザレア203号
債務者　太田　恭子
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９６号
大津市中央４丁目３―17　Ｒ―Ⅱコート803号、住民票上の住所滋賀県草津市笠山１丁目２番115号
債務者　桑野　彰久
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２７８号
大津市大江７丁目12番17号
債務者　ユジーヌ　ド　ユルこと　安藤　由紀
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３３１号
滋賀県彦根市高宮町1312番地２　106、前住所大津市大萱１丁目７番３―1105号　フォルクローレ瀬田
債務者　古結　佳美
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６５号
大津市大萱２丁目８番21号　ハイツＲＰ203号
債務者　市川　裕美（旧姓箕田）
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６８号
大津市錦織１丁目６番35号
債務者　田中理容所こと　田中　良彦
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４６１号
兵庫県姫路市大津区長松475番地２
債務者　寺村　義明
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第５５３号
兵庫県姫路市白浜町甲2207番地１　メゾン永豊201号
債務者　須方　浩一
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３６号
兵庫県高砂市西畑４丁目14番21号
債務者　大西　幸子（旧姓松井）
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４６号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６番地　県営姫路江鮒鉄筋12棟0504号、従前の住所兵庫県姫路市保城767番地１　ロワイヤル保城405号
債務者　中村　　優
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第４７号
兵庫県姫路市豊富町甲丘１丁目６番地　県営姫路江鮒鉄筋12棟0504号、従前の住所兵庫県姫路市保城767番地１　ロワイヤル保城405号
債務者　中村　純子
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第５０号
兵庫県姫路市八代404番地、従前の住所兵庫県姫路市花田町一本松114番地４
債務者　ラジエーターショップ姫路こと　春木　伸夫
１　決定年月日時　平成26年２月20日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第２３号
奈良市菅原町625番地　宮本荘
債務者　森山　政雄
１　決定年月日時　平成26年２月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月21日まで
奈良地方裁判所